

## 2) 短期平均値（1時間値）

煙突排ガスの排出による短期平均値の予測結果は、表 4.1-25 及び表 4.1-26 のとおりである。

不安定時では、大気安定度 A、風速 0.5m/s の条件下で汚染物質の着地濃度が最も高くなり、最大着地濃度は風下側 625m 地点に出現した。

上層逆転層発生時では、大気安定度 A、風速 0.5m/s 条件下で汚染物質の着地濃度が最も高くなり、最大着地濃度は風下側 640m に出現した。

なお、予測結果は、上層逆転層発生時が不安定時に比べて高濃度となった。

表 4.1-25 最大着地濃度出現地点における予測結果（不安定時）

物質名	単位	最大着地濃度 (寄与濃度)	バックグラウンド濃度 (1時間値の最大値)	予測結果 (1時間値の最大値)
二酸化硫黄	ppm	0.000733	0.002	0.002733
二酸化窒素	ppm	0.003157	0.019	0.022157
浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.000367	0.100	0.100367
塩化水素	ppm	0.001832	0.006	0.007832
大気安定度			A	
風速			0.5m/s	
最大着地濃度出現地点			625m	

表 4.1-26 最大着地濃度出現地点における予測結果（上層逆転層発生時）

物質名	単位	最大着地濃度 (寄与濃度)	バックグラウンド濃度 (1時間値の最大値)	予測結果 (1時間値の最大値)
二酸化硫黄	ppm	0.001474	0.002	0.003474
二酸化窒素	ppm	0.005421	0.019	0.024421
浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.000737	0.100	0.100737
塩化水素	ppm	0.003685	0.006	0.009685
大気安定度			A	
風速			0.5m/s	
最大着地濃度出現地点			640m	

## (6) 環境保全措置

煙突排ガスの排出により周辺に拡散される大気汚染濃度は低いと予測されるが、さらにその影響について実行可能な範囲内で回避又は低減を図るため、以下の環境保全措置を実施する。

- ・排出ガス中の大気汚染物質について、管理基準を設定し、常にこれを遵守するよう維持管理、運転管理を行う。
- ・排ガス処理設備は、バグフィルターやアルカリ噴霧等の他施設でも実績の多い機器を導入する。
- ・排出ガス中の大気汚染物質について、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物、水銀濃度については常時監視を、ダイオキシン類については定期的に自主検査を実施する。

## (7) 影響の分析

### 1) 影響の回避または低減に係る分析

煙突排ガスの排出による大気質への影響については、前述した環境保全措置を適切に実施することで、実行可能な範囲内で低減が図られていると評価した。

### 2) 環境保全目標との整合性

#### ア 長期平均値（年平均値）

予測結果と環境保全目標との比較は表 4.1-27 に示すとおりである。

予測結果は、すべての項目について最大着地濃度が環境保全目標を下回っており、整合は図られていると評価した。

表 4.1-27 大気汚染に係る環境保全目標（年平均値）

物質名	項目	予測結果と環境保全目標（環境基準）
二酸化硫黄	日平均値の 2%除外値	0.0037ppm
	環境保全目標	0.04ppm 以下
二酸化窒素	日平均値の年間 98% 値	0.0074ppm
	環境保全目標	0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	日平均値の 2%除外値	0.036mg/m <sup>3</sup>
	環境保全目標	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	年平均値	0.015pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	環境保全目標	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

備考) 評価基準：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年、環境庁告示 38 号)、  
「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年、環境庁告示第 2574 号)、  
「ダイオキシン類に係る環境基準について」(平成 21 年、環境庁告示第 11 号)、  
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第 7 次答申)」(平成 15 年、環境省)